

本書作成年月日

関西電力株式会社

【返還先】

〒 ー

太陽光発電設備からの余剰電力買取期間の満了について

平素より弊社サービスに格別のご愛顧を賜り、誠に有難うございます。
お客さまが現在弊社とご契約いただいている太陽光発電設備からの余剰電力買取契約につきまして、再生可能エネルギーの固定価格買取制度※により定められた買取期間が満了することに伴い、現在のご契約に基づく売電が間もなく終了いたします。つきましては、買取期間満了後の手続き等につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

※ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度とは
・「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づき、太陽光発電等の再生可能エネルギーで発電した電気を、一定価格・一定期間で電力会社が買い取ることを義務付ける制度です。
・住宅用太陽光発電については、買取期間が10年と定められています。2009年より電力会社による買取りが開始されているため、2019年以降、順次買取期間の満了を迎えることになります。

現在のご契約に基づく買取期間満了

現在のご契約(以下 **現在のご契約内容** をご参照ください)に基づく買取期間満了日は _____ です。

現在のご契約内容

ご契約名義				
お客さま番号	受電地点特定番号			
発電設備設置場所				
発電設備種別	現在の買取単価	買取者	関西電力株式会社	
発電出力	買取開始年月	設備ID		

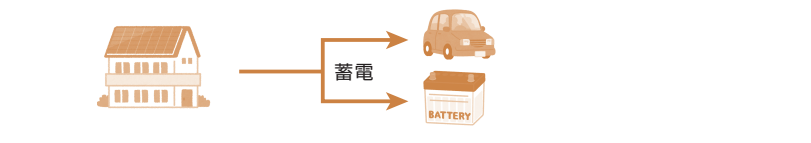
なお、現在のご契約にもとづく過去12ヶ月の買取実績は以下のとおりです。

買取期間満了後の余剰電力の活用方法

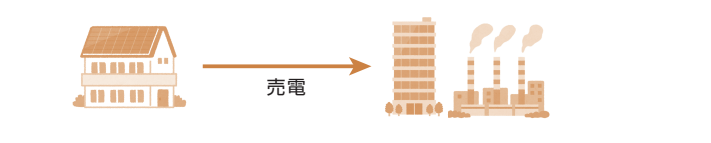
余剰電力の活用方法は、様々な選択肢があります。以下にその一例をご紹介します。

● 電気自動車や蓄電池などと組み合わせて、自家消費を拡大

● 小売電気事業者と買取契約を締結し、小売電気事業者に売電する



自家消費を拡大した場合でも余剰電力が発生する可能性がありますので、いずれかの小売電気事業者と買取契約を締結することをおすすめいたします。



売電する小売電気事業者は選ぶことができます。すなわち、弊社以外的小売電気事業者とも買取契約を締結することが可能です。

なお、太陽光発電の買取期間満了に関する詳細については、資源エネルギー庁のホームページ「どうする?ソーラー」でわかりやすく紹介されております。売電が可能な小売電気事業者の一覧等も掲載されておりますので、是非ご覧ください。

<資源エネルギー庁WEBサイト「どうする?ソーラー」> https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/
(またはインターネットで検索)

<資源エネルギー庁 問い合わせ窓口> 0570-057-333 (受付時間 9:00 ~ 18:00(土・日・祝日、年末年始を除く))

弊社以外的小売電気事業者への売電を希望される場合のお手続きについて

ご契約を希望される小売電気事業者にお申込みください。なお、お手続きには一定の時間を要する可能性がありますので、早めのお手続きをおすすめいたします。

弊社への売電継続を希望される場合のお手続きについて

現在のご契約※に基づき、新しい買取単価で買取りを継続するため、お手続きは不要です。
なお、弊社による新しい買取単価に基づく買取りが開始された後であっても、売電先を自由に変更することができます。

※ 現在のご契約条件を記した「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」の7(電力受給契約の成立および契約期間)において、買取期間満了前にお客さまへ通知した新たな買取単価についてお客さまおよび弊社から別段の意思表示がなければ、買取りを継続する旨規定されております。

弊社に売電する場合のご契約条件

弊社への売電継続を希望される場合の新しい買取単価等、買取条件は以下のとおりです。
なお、**弊社への売電継続を希望される場合は、特段の手続きは必要ありません。(自動的に新しい買取単価による買取りに移行いたします。)**

買取単価	※ 買取単価は本書作成日時点での買取単価であり、変更場合があります。この場合、買取単価は上記によらず変更後の買取単価によるものといたします。 ※ 上記買取単価には非化石価値相当額を含みます。 ※ 消費税率は10%にて計算しています。
契約期間	「現在のご契約に基づく買取期間満了日」の翌日から翌4月の検針日の前日までとし、以降、1年毎の自動継続といたします。
受給電力量のお知らせ	既に弊社WEB会員サービス「はびeみる電」にご加入いただいているお客さまは、買取期間満了後も引き続き「はびeみる電」によりお知らせいたします。 なお、買取期間満了後の「はびeみる電」で表示する受給電力量の1時間値の提供は日毎から月毎に変更となります。 また、「はびeみる電」にご加入いただいていないお客さまについては、買取期間満了後は紙面によるお知らせサービスは終了し、「はびeみる電」によるお知らせとなりますので、後日、会員ID・パスワードをお知らせいたします。(「はびeみる電」の詳細については、裏面をご覧ください)
非化石価値の帰属	全て弊社に帰属するものといたします。 ※ 新しい買取単価での買取りへの移行後、「はびeみる電」にご契約内容を表示いたします。

その他のご契約条件については、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」によります。契約要綱については、弊社ホームページをご確認ください。

<関西電力WEBサイト 再エネ契約要綱のページ> <https://kepco.jp/ryokin/kaitori/list/list1>
(またはインターネットで検索)

なお、本ご案内の裏面において、弊社への売電継続を希望されるお客さまへのご案内、ならびに余剰電力の自家消費の拡大をご検討のお客さまへの様々なサービスをご案内しております。是非ご覧ください。

買取期間満了に関するよくあるご質問

Q なぜ買取期間が満了となるのですか。
A 現在のご契約は、国の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づくものです。この制度では、住宅用太陽光発電設備の買取期間が法律により10年と定められているため、買取開始から10年を経過した場合は、固定価格買取制度に基づく買取りが終了することとなります。

Q 関西電力への売電継続を希望するが、なぜ買取単価が変更となるのですか。
A 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、太陽光発電等の再エネ設備を設置している発電者の方に支払われる買取料金の一部を、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として電気をご利用の皆さまにご負担いただく仕組みとなっています。今回、固定価格買取制度に基づく買取りが終了することに伴い、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」による支援がなくなるため、買取単価を変更するものです。

Q 再度、固定価格買取制度に基づく売電を行うことは可能ですか。
A 一度、固定価格買取制度に基づき支援を受けた場合は、再度支援を受けることはできないこととなっています。詳細は資源エネルギー庁までお問い合わせください。

Q 「受給電力量のお知らせ」を紙面で通知してほしいのですが。
A 誠に恐れ入りますが、弊社WEB会員サービス「はびeみる電」によるお知らせといたします。悪しからずご了承ください。

買取期間満了以降、いずれの小売電気事業者とも買取契約の締結がない場合

買取期間満了以降、いずれの小売電気事業者とも買取契約の締結がない場合は、一般送配電事業者である関西電力送配電(株)が無償で引き取ることとなりますのでご注意ください。

本書類は、現在の買取契約に基づく買取期間の満了、および弊社への売電継続の際の契約条件を記す書類となりますので、大切に保管してください。

